

赤枠部分
構成員限り

「モバイル接続料の自己資本利益率の算定 に関するワーキングチーム」 検討状況報告

平成28年11月7日

モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合 モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム

趣旨

モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β (※)について、移動体事業者の事業の多角化等に伴い、 β の移動体事業のリスクの反映方法等が課題となりつつあり、事業者間の公平性確保の観点も踏まえつつ、適切な算定方法を検討する。

※ 第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項で以下のように定義

「主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値」

検討事項

- ・ β に関し、省令に規定する「移動電気通信事業に係るリスク」及び「財務状況に係るリスク」の勘案をどのように行うべきか
- ・ β の計測期間をどのように設定すべきか

開催スケジュール

- 平成28年10月6日 第1回会合(事務局説明、ディスカッション、ヒアリング)
10月20日 第2回会合(ヒアリング、論点整理)
11月9日(予定) 第3回会合(とりまとめ)

構成員

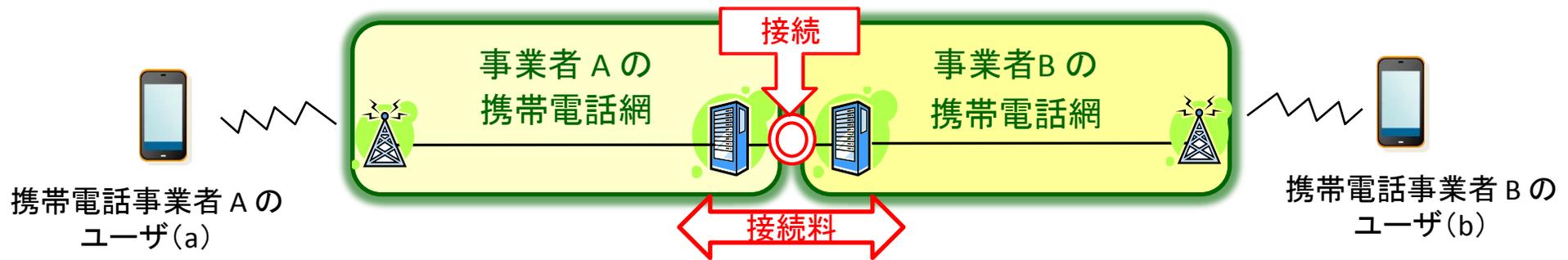
主査	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授	主査代理	関口 博正	神奈川大学経営学部教授
	伊藤 敏憲	(株)伊藤リサーチ・アンド・アドバイザー 代表取締役		柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	上村 昌司	麗澤大学経済学部教授			

移動体通信事業における接続料の位置付け

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、ネットワーク使用料(接続料)を支払うこととなる。
- 第二種指定電気通信設備制度では、この接続料について、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めることとされている。

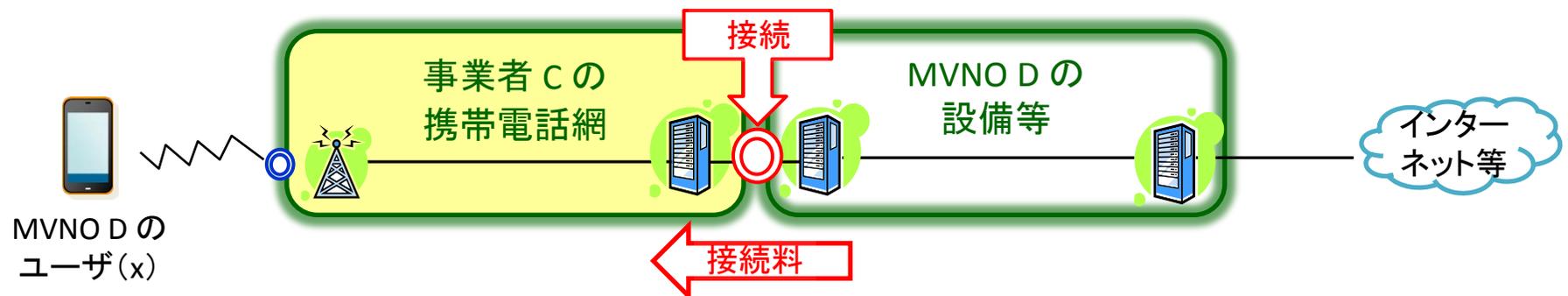
携帯電話(音声)の場合

- (a)から(b)への電話をする場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の音声接続料を支払う。
- (b)から(a)への電話をする場合、事業者Bが、事業者Aの携帯電話網の音声接続料を支払う。



携帯電話(データ)の場合

- (x)からインターネット等への通信をする場合、MVNO D は、事業者 C の携帯電話網のデータ接続料を支払う



二種指定設備制度の概要

- 相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。
 算定: 「適正原価+適正利潤を超えない額」、「接続料の算定方法」
 検証: 「算定根拠の総務大臣への提出」、「接続会計の整理・公表義務」

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTT東西を指定(1998年)

業務区域ごとに
10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること
NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、沖縄セルラー(02年)を指定

接続関連規制

- 接続約款(接続料・接続条件)の認可制
 - 接続会計の整理・公表義務
- (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

- 接続約款(接続料・接続条件)の届出制
- 接続会計の整理・公表義務

算定/検証の仕組み

算定

検証

適正原価+適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続料

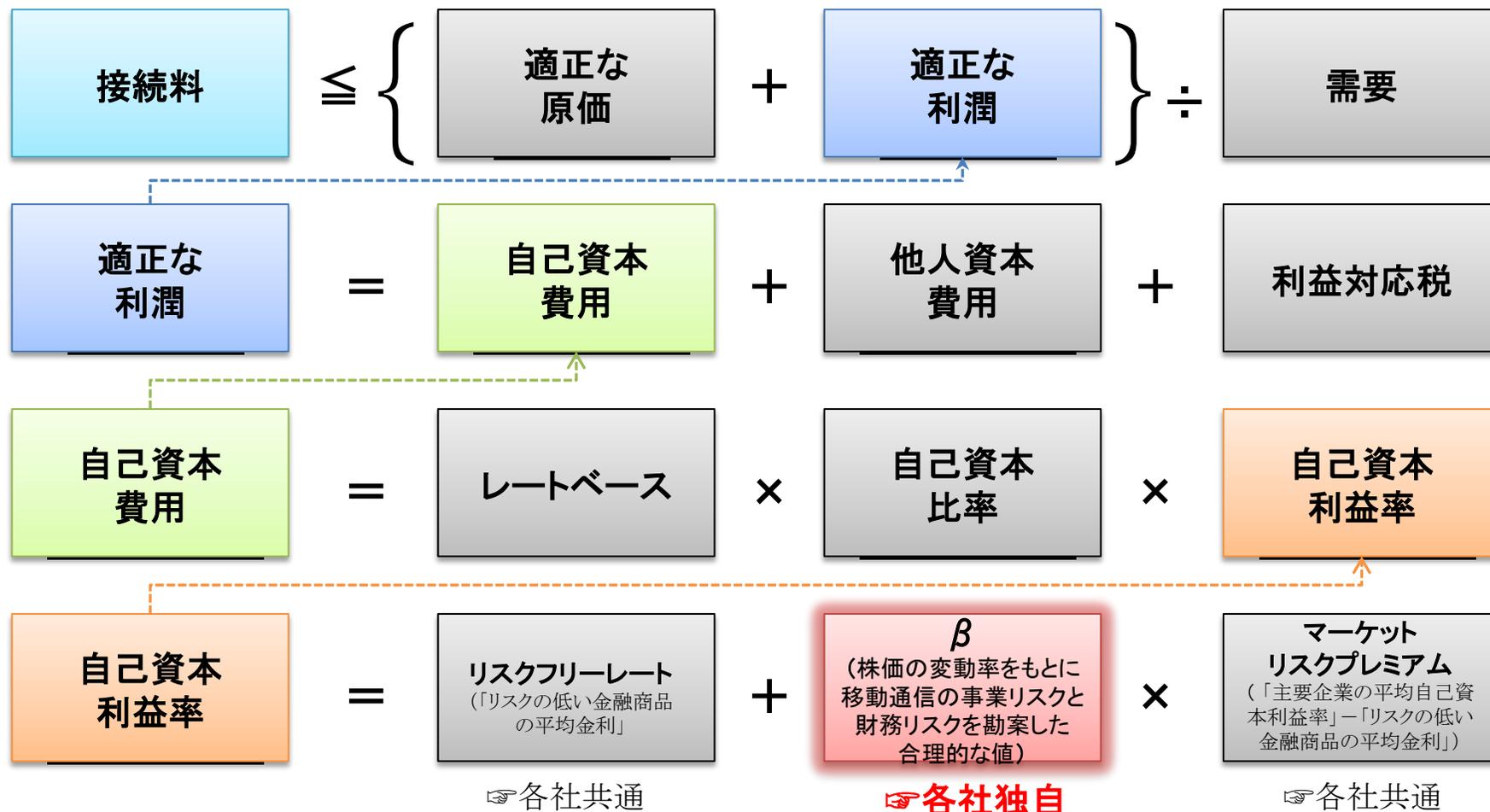
算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

モバイル接続料の算定方法

- 接続料は、電気通信事業法第34条第3項第2号等に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めるものとされている。
- 接続料算定における β は、適正な利潤を構成する自己資本費用を算定するに当たって必要となる、自己資本利益率を算出する際に用いられるものである(二種接続料規則」第9条第4項)。

接続料算定における β の位置付け



モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム 検討状況報告

- モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β ※について、移動体事業者の事業の多角化等に伴い、移動体通信事業のリスクの反映方法等が課題となりつつあることから、事業者間公平性に留意しつつ、適切な算定方法について、2回にわたり検討を行ったところ、論点ごとの方向性は以下のとおり。

※ 二種接続料規則 § 9IVに基づき、 β は、「移動体通信事業に係るリスク」及び「財務状況に係るリスク」を勘案した合理的な値とすることとされている。

論点① リスク勘案の方法

現状

赤枠内は構成員限り

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
自社株価 β を使用	NTTドコモ株価 β から算定	持株会社株価 β から算定

※ 財務リスクの算定方法は、KDDIとソフトバンクで異なる

論点

- ・「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法
- ・「財務状況に係るリスク」の適切な算定方法

方向性

- ・現時点で移動通信事業の比率が最も高いNTTドコモの株価 β を元に算出する
- ・財務リスクの算定方法は、一般的な方法で統一する
- ・移動通信事業のリスクは低いと考えられるため、算出したリスクが主要企業のリスクより高い場合には、主要企業のリスクと同じ($\beta=1$)とする

論点② 計測期間の設定

現状

β の計測期間は、事業者がそれぞれ計測可能な長期間としているが、計測期間の相違により、有利・不利が生じている

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
NTTドコモの上場以降 (1998年10月～)	NTTドコモの上場以降 (1998年10月～)	グループとして移動体事業参入表明以降 (2004年4月～)

論点

- ・計測期間の相違による、事業者間の公平性
- ・通信方式の高度化、携帯電話サービスの普及率の向上、移動通信の利用の変化などの事業環境の変化を踏まえた計測期間の設定等

方向性

- ・移動通信事業の変化の早さと、公平性の観点から、数年間の移動平均とする

モバイル接続料の β 見直しの効果(これまでの議論を踏まえた試算)

- モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β について、ワーキングチームのこれまでの議論を踏まえて2014年度算定接続料に当てはめた場合、いずれの会社においても 低廉化する結果となり、従来の算定方法に比べ、接続料に含まれる利潤の低廉化が見込める。

2014年度算定期間接続料における β 及びデータ接続料

赤枠内は構成員限り

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
最終 β			
データ接続料 (10Mbps・月額)	784,887円	960,541円	1,151,355円



ワーキングチームの方向性を踏まえた試算 β 及び試算データ接続料

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
試算 β ^{※1}			
試算データ接続料 ^{※2} (10Mbps・月額)			